

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかになりました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。
- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

- 平成23年4月から滞納額の大きいものなどの困難な事案を、徴収技術向上を目的とした西三河滞納整理機構に参加することで対応しています。
- 納税者の実情に応じた分割納税等の相談にも応じている他、適宜減免、執行停止なども適応させていただいている。また多重債務を抱える納税者の方には、司法書士と連携し債務の解消と納税をサポートしています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】災害発生時における応急対策を行う災害対策本部の組織は、地域防災計画で定めているとおり、災害対策本部の指揮の下、部別、班別に活動することとしており、部、班は基本として現行の行政組織の中で対応することとしています。

職員配置は、一般業務を基本として適正に配置するよう努力されていますが、非常時には消防団や自主防災会などの防災関係団体や一般市民、ボランティア等の協力を得ながら地震災害等に対応することとしたいです。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】東日本大震災ではM9.0の地震規模で、津波による人的、物的両面にわたる大災害となりました。この地方でも、想定東海地震、想定東南海地震の連動が危惧されてきており、今回の震災で、想定南海地震を含めた三連動地震も心配されます。

知立市における現時点の想定は、想定東海地震、想定東南海地震が連動した場合で、M8.7、最大震度6強で地域防災計画を策定しています。

現在、国、県レベルで東日本大震災の検証が行われており、その結果を受けて想定見直しを行うこととしますが、災害対策については、地震規模が大きくなつたとしても、実施する内容そのものを見直す必要はないと考えています。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】小、中学校校舎、体育館はすでに耐震補強、窓ガラス飛散防止対策を実施しています。

小、中学校の体育館を使用する大規模避難所にあっては、大型倉庫(コンテナタイプ)を設置し、防災拠点として活動できる資機材等を配備しています。また、食糧、飲料水にあつては、被害想定に基づき市役所内倉庫に備蓄しています。

個人宅の耐震化については、耐震化促進計画に基づき、広報、地域における啓発ローラー作戦などを実施し、耐震化の補助金活用についてもPRしています。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】人にやさしいまちづくり条例やユニバーサルデザインに沿って、市内公共施設等のバリアフリー化を進めているところですが、新設されるものはその時点で対象となるものの、以前からあるものについては、改築等の場合があればそれに併せて行うこととされているため、学校体育館等の避難施設が、一部バリアフリーとなっていない箇所もあるので、施設管理関係部署と調整を取りながら、バリアフリー化に取り組んでいきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者、障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】市内の特別養護老人ホームなど、日常的に福祉施設として位置づけられている社会福祉施設を福祉避難所と位置づけ、施設管理者や福祉部門と協力して福祉避難所としての協定を締結するなどして、福祉避難所の拡充を図っていきます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】災害時の医療救護対策については、市関係部署(健康増進課)と医師会等と連携して行うこととしています。知立市には災害拠点病院等として位置づけた病院がないため、近隣市町の総合病院等を含め、検討していくこととしたいです。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】防災マップについては、すでに各家庭あてに配布済みですが、発行後に内容等の変更や追加すべき事項が増えてきているため、できる限り早くマップを見直し、内容の修正、新たな項目を追加した防災マップづくりに取り組みたいです。

避難経路は、その地域の住民が避難する際に使用するものであり、地震発生とともに使用できなくなる道路も出てくることが予想されます。基幹道路については避難経路として支障のないよう関係部署に整備するよう働きかけます。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】一般市民向けには、自主防災会が行う防災講座、訓練等の際に職員を派遣しています。

小、中学校の児童、生徒は、毎年学校主導で「防災訓練」が実施されており、児童生徒への教育は継続して実施されていますが、引き続き防災教育の充実を図っていきます。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】当市は県内でも、保険料額が最も低い水準となっています。また、所得段階に応じて9段階に設定しており、低所得者の方にも配慮をしています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】介護保険制度スタート時より保険料の減免制度を実施しています。

また、平成19年度には、保険料減免制度の一部を改正し拡充を図りました。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】平成13年度より、市独自の利用者負担額軽減制度を設けサービス利用の低下を招かないよう努めています。(保険利用の2分の1)

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】介護サービスが、現状から後退することのないよう、より充実した事業計画の策定を目指します。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】介護保険事業計画に基づいて基盤整備を進めて行きます。

施設の建設における助成制度については国の補助制度を利用する予定です。

利用者については利用者負担額の軽減制度を引き続き実施していきます。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】知立市は狭い地域であるため1箇所と考えており、補助機関として中学校区に1箇所、計3箇所の在宅介護支援センターを配置しています。

委託費は毎年状況に応じて検討をしていきます。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】国が職員の賃金向上を目的とした介護報酬の改訂を平成21年4月に実施しました。

今後は、県において介護職員待遇改善交付金の制度を実施していますので、利用促進に努めます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】地域町内会、民生委員、老人会等で安否確認を実施しています。

軽度生活支援制度内で買い物等の生活支援を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】巡回バス(ミニバス)は運行しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】宅老所2箇所に補助金を交付しています。サロンにつきましても、社会福祉協議会の支援により充実が図られています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

さい。

【回答】バリアフリーの高齢者にも配慮した市営住宅(高齢者専用ではない)を建設中です。
平成24年4月の入居を予定しています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。
また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】宅配サービスは、1日1回週7回実施しています。

平成23年度より自己負担額が310円から300円に改正されました。

会食(ふれあい)方式は、市としては現在実施していませんが、サロンの充実の中で
実施されている町内も増えつつあります。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】現在は要介護1以上のすべての認定者を対象にしています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】対象者すべてに認定書を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】後期高齢者医療対象者のうち、ひとり暮らし老人の住民税非課税者を対象に市単独事業として、医療費を助成しております。その他の後期高齢者福祉医療制度の拡大については、現段階では考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】後期高齢者医療の被保険者に対する資格証明書の発行は、広域連合が行います。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】現在、中学校卒業までの医療費の無料制度を、現物給付で実施しています。現段階では、18歳年度末までの、医療費の無料化の拡大は考えておりません。

②妊娠婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】産後診は平成20年4月から、産前の14回は平成21年2月から無料で助成しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の中世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

(回答) 就学援助の所得基準の目安としては、例題の二人家族では生活保護基準額の約1.6倍四人家族では生活保護基準額の約1.4倍となります。申請の受付は、学校だけでなく市学校教育課の窓口でも受付しています。また、申請手続きの民生委員の証明は一部の理由(経済的な理由により生活状態が悪い等)のみ必要としています。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 学校給食法によれば、給食の食材購入費は、保護者の皆様に応分に負担をしていただくものと規定されているため、食材購入相当分については給食費の負担をしていただいているます。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】医療制度改革とあわせて論議されており、今後の推移を見守りたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】現在においても、人件費、事務費、特定健診費用をはじめとして、一般会計からの繰り入れを行っております。引き続き財政運営には努力いたしますが、医療費の増加によって負担増をお願いすることが避けられないこともあります。

減免制度につきましては、近隣市の状況を参考に検討します。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】均等割は、公平性からすべての被保険者の方を対象としていますので、現段階での実施は考えていません。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】近隣市の状況を参考に検討します。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】現行の規定では、世帯主及び当該世帯の属する被保険者の、前年中における総所得金額及び山林所得金額の合計金額、33万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額と300万円との合計金額以下で、当該年の見込み所得が4分の1以下と認められる場合、所得割分の4分の3に相当する額、当該年の見込み所得が4分の1を超え2分の1以下と認められる場合、所得割分の2分の1に相当する金額を減免していますが、近隣市の状況を参考に検討します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】現在18歳年度末までの子どもがいる場合は発行していません。他の世帯で滞納額が多い世帯には6ヶ月の短期被保険者証を発行し、納税相談の機会を増やし、国保財政の健全化を図っていきます。

イ.滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】実施していません。

ウ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】分納が履行されている世帯には、呼び出ことなく短期被保険者証を交付しています。また、滞納金額がなくなれば正規の被保険者証を交付しています。

エ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】未納額の多い世帯には、生活実態の把握を含め財産調査を行い、納付が困難と判断した場合には、徴収の執行停止も行っています。また、分割納付等の相談にも対応させていただいています。サラ金等への過払い金がある方については、司法書士を紹介させていただいています。なお、財産、所得等がありながら未納している世帯については、差し押さえ等を行っています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】現行の「知立市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」より実施します。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】H22. 4. 1から障害者自立支援法改正により市民税非課税世帯は無料です。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】現段階では考えていません。国の制度により、負担が過大にならないよう所得に応じた1か月当たりの負担限度額を設定しています。H22. 4より市民税非課税世帯は無料です。また、H24. 4. 1から高額障害福祉サービス費について補装具費を合算することで、利用者負担を軽減します。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】現段階では考えていません。国の制度に合わせて、負担が過大にならないよう所得に応じた1か月当たりの負担限度額を設定しています。H22. 4より市民税非課税世帯は無料です。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】現段階では考えていません。低所得者につきましては、食費等実費負担について、軽減する補足給付が講じられています。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】障がい者程度区分につきましては、福祉サービス認定調査員による生活等の聞き取り調査を実施し、その調査結果により自立支援認定審査会にて本人の事を考えて、審議・区分認定しています。

予算につきまして、前年の利用量を確認し、今後を見込んだ上で、必要な支援につきましては増額しています。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】H23 年度策定の知立市地域福祉計画を基本に、第 3 期障害福祉計画を策定しますが、策定の際は、障害者へのアンケートや関係団体からの意見を聞き取りします。

また、施設等基盤整備につきましては、H19 年度から就労継続支援施設、ケアホーム、日中一時支援施設の建設について助成してきましたが、今後も予算等も含め、進めていきたいと考えています。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】障害者の政策等につきましては、既にあります「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」を活用する考えです。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】愛知県での条例策定の動きがあると聞いています。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】特定健診は無料、がん検診は70歳以上や非課税世帯等は無料で、集団と個別方式を実施しています。歯周疾患健診は、40・45・50・60・70 歳のポイント年齢で無料にしています

が集団方式はほとんど希望がなかったため、今年度より、個別健診のみといたします。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】…平成18年度より30歳から39歳まで、平成21年度より18から29歳まで、対象を追加しました。ただし、自己負担は700円です。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】…平成23年1月から無料で実施しています。平成24年度以降も国の助成があれば、同様に継続したいと思います。国の助成がない場合は、対象年齢を縮小し対応したいと考えています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】…国の助成と近隣市の状況をみて検討していきます。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護の申請意思は相談時に必ず確認しており、それに基づき申請書を受け付けておりますので申請権を侵害することはありません。また、緊急に生活費が必要な方は随時支給しています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】基本的に自家用車の保有は認められていませんが、資産価値や必要性を検討し、保護について決定しています。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】保護世帯の増加に伴い、23年4月よりケースワーカーを1名増やし、6名のケースワーカーが配置され、就労も含めた生活指導をしています。

また、就労支援につきましては、21年度より就労相談員として臨時職員を配置しており、求人情報の提供や、就労についての個別相談に応じています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】一保険者の問題ということではないため、市長会などの機会をとらえ、全体的な問題として歩調を合わせて要望していくことが必要であると考えています。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成

に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

以上